



SuMi TRUST年金ニュース



(平成27年9月11日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第16回社会保障審議会企業年金部会の開催について

平成27年9月11日、第16回社会保障審議会企業年金部会(*)が開催され、確定給付企業年金の弾力的な運営等について議論が行われました。主に、確定給付企業年金の弾力的な運営に係る概要について、下記のとおりご案内申し上げます。

(*) 平成25年9月に企業年金の制度のあり方等について審議を行うために社会保障審議会内に設置された専門の部会。これまでの議論を踏まえて取りまとめられた確定拠出年金法等の改正法案(平成27年4月6日付SuMi TRUST年金ニュース)は現在国会で審議中となっております。

I 議題

- (1) 確定給付企業年金の弾力的な運営について
- (2) 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について
- (3) その他

II 資料

当日配布された資料は以下のとおり。

- ・議事次第
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097269.pdf
- ・資料1：確定給付企業年金の弾力的な運営について
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097270.pdf
- ・資料2：平成28年度税制改正要望事項「確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097271.pdf
- ・資料3：厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況（平成26年10月1日～平成27年3月31日）に関する報告書
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097272.pdf
- ・参考資料1：社会保障審議会企業年金部会委員名簿
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097274.pdf
- ・参考資料2：確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の概要
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho_shoutantou/0000097275.pdf

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581



Ⅲ 確定給付企業年金の弾力的な運営について

1. 事務局説明

「確定給付企業年金の弾力的な運営について」につき、資料1に沿って、事務局(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 内山課長)から説明がありました。ポイントは以下のとおりです。

(1) 概要

本年1月の社会保障審議会企業年金部会の議論の整理や6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」を踏まえ、確定給付企業年金(以下「DB」という。)に係る制度改善(税制改正を含む)を厚労省として提案する。

(2) 厚労省の提案内容

《DBの拠出弾力化》

○現行制度では、財政が悪化した時に初めて、追加掛金の拠出を行う仕組みとなっている。積立状況は一般に景気に連動するものであり、不況で企業業績が悪化している時に掛金増加が求められる構造となっており、企業活動に支障が生じている。

○そこで、不況期等の掛金増加に繋がらないよう、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(リスク対応掛金)の拠出を行うことのできる仕組みを導入することが考えられる。

《リスク分担型DB(仮称)創設 ※所謂ハイブリッド型年金》

○事業主が前記「リスク対応掛金」の拠出を行うことを活用し、将来発生するリスクをどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組み(リスク分担型DB(仮称))も設計可能とすることが考えられる。

〈リスク分担型DB(仮称)の具体的な設計〉

- ・毎年度の決算において、資産と負債のバランスから給付が増減する仕組みとする。
※単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で給付額を平滑化することも可能とする。
- ・運用結果により、加入者及び受給者の給付が調整される可能性があることから、制度開始時の意思決定に加え、制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できる仕組みを設ける。
⇒〈加入者等の意思決定への参画の一例〉
加入者の代表が参画する委員会を設置することとし、当該委員会が理事会(基金型の場合)や事業主(規約型の場合)に対して、資産運用の提言等を行えるようにする。
- ・現行の会計基準では、事業主である企業が追加的な拠出義務を負わない場合には、確定拠出制度に分類され、債務認識を要しないこととされているが、本制度がどのように扱われるかは、現状では不明。
⇒事務局としては、通常の掛金に加えてリスク対応掛金についても固定すること(掛金の見直しを行わないこと)を検討しており、これにより会計上確定拠出制度に分類されることを目指している。

2. 委員からの意見等

※弊社担当者の記録によるものであり、その正確性を保証するものではありません。

○DBにおける選択肢が広まり、更にDBにおける安定性が増すものとして、事務局提案の方向性に賛同する意見が大半を占めていました。

○他方、以下に掲げるような意見や提案も挙げられていました。

- ・DBを実施する企業の減少を食い止める提案であると思うが、企業年金がない中小企業が新たにDB制度を立ちあげようと思いたくなるような制度設計ではないと思われる。

- ・制度内容が複雑化しているので、加入者に対して分かりやすい説明が行われるようにして欲しい。
- ・DBの拠出弾力化として新たにリスク対応掛金を設ける提案をしているが、現行の特別掛金や特例掛金について、一括拠出を可能とする等の改正も盛り込んでいただきたい。
- ・リスク分担型DB（仮称）について、加入者等の意見が反映される仕組みを目指すことは理解できるが、それにより運営コストが上昇してしまうことが懸念。

IV その他

- その他、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況や確定拠出年金法等の改正法案の国会審議状況について、事務局から資料に沿った説明がありました。
- また、次回部会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上